

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（学科）及び試問の開催について

愛媛運輸支局

標記について、令和6年度（1月、2月、3月分）につきまして下記のとおり開催します。

記

1. 講習日時及び場所

学科講習 及び試問日	講習時間	試問時間	受付期間	定員	場所（会場） ※場合により変更になる ことがあります。
1月 16日(木)	第1回 13:00～	第1回 14:30～	12月3日(火)～ 1月8日(水)	64人	愛媛運輸支局 2階 会議室
2月 10日(月)	第1回 13:00～	第1回 14:30～	1月17日(金)～ 2月3日(月)	64人	愛媛運輸支局 2階 会議室
3月 10日(月)	第1回 13:00～	第1回 14:30～	2月12日(水)～ 3月3日(月)	64人	愛媛運輸支局 2階 会議室

※受付期間以外で提出のあったものは受付致しません。

※定員に達し次第受付を締め切ります。

2. 講習の受講資格要件

以下のいずれかの自動車整備士資格を有していること。

- ・ 一級二輪自動車整備士
- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ジーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士
- ・ 自動車車体整備士
- ・ 自動車電気装置整備士

※以上の資格があったとしても、取得したい認証の種類（電子制御装置整備のみ、分解整備及び電子制御装置整備（原動機に係る認証を除く）、分解整備及び電子制御装置整備（原動機に係る認証を含む））によって必要な整備士の要件が変わってきますの

でご注意下さい。

3. 講習申し込み方法

【学科及び試問を受講する場合（実習を受講済みの場合）】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ③ 自動車整備士合格証書又は合格証明書等の写し
- ④ 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（③の書面がない者に限る）
- ⑤ 実習受講証の写し

【学科のみを受講される場合】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ③ 自動車整備士合格証書又は合格証明書等の写し
- ④ 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（③の書面がない者に限る）

【試問のみを受講される場合】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（学科申請時に提出したもの）
- ③ 実習受講証の写し
- ④ 愛媛運輸支局が行った令和2年度自動車検査員研修又は令和2年度整備主任者法令研修を受講済みの方は自動車整備士合格証書又は合格証明書等の写し

【再試問を受講する場合（試問実施日から1年以内に1回に限る。）】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（試問申請時に提出したもの）

※郵送の場合は書類に不備がなく、かつ、申し込み期間内に到着のものに限ります。

4. 当日持参するもの

- ・筆記用具（鉛筆またはシャープペン（試問にて使用します）、消しゴム等）
- ・テキスト（前ページ■講習教材_学科_テキストよりダウンロード出来ます）

5. 試問、再試問について

- ・合格基準：正答率80%
- ・問題数：10問

6. 自動車整備振興会からのお知らせ

(一社)愛媛県自動車整備振興会からお知らせがありますので、別途、ホームページ等の確認をお願いします。

URL・・・<http://www.easpa.jp/>

7. お問い合わせ先

愛媛運輸支局検査整備保安部門

住 所：愛媛県松山市森松町1070番地

TEL：089-956-1561